

催し広場の仮設物設営基準（H23.10）

■ 仮設物設営基準

催し広場利用時の仮設物設営基準を以下のとおりとする。

火災発生、事故等の災害時、消防法等の法律違反を行うと、人命を脅かすと共に、刑事・民事での処罰、賠償が発生し、防火管理者、主催者、関係職員が罰せられます。

については、以下の事項を厳守すると共に、消防設備を確認し、火災等発生時には、文化センター職員と主催者共同での初期消火、避難誘導を実施する体制を図ることによって、安全・安心な催し物を確保する。

■ 詳細

- パネル等は、壁から1m以上離すとともに壁側への通路を確保すること。
- 主要通路は、1. 6m以上、枝通路1. 2m以上の間隔を設けること。
- 非常出口の避難路は全て確保すること。（多くの人が避難できる通路の確保・物品を置かないこと。前室も同様とする。）
- 非常扉は開放しておく。但し、南側は、避難時にキーケースを破り開錠し避難できる為、施錠状態にすること。
- 避難誘導灯、非常口灯は、会場内から見えるようにすること。（パネルの高さの制限）
- 消火栓は、ホースが伸ばせるルートを確認すること。
- 主催者は、消火設備を確認し、火災等災害発生時の緊急体制を確認すること。
- パネルは転倒防止を図り、安全を確保する。この時、センター壁にバインド線等を取り付けることは禁止。
- 広場内での火気類の使用は禁止であるが、演出等の都合で使用する場合は、所轄消防署の許可が必要。（岐阜中消防署）
- 広場内の床には、粘着力の強い両面テープ、紙ガムテープ類及びのり等接着剤は使用禁止。また、施設内（広場内も含む）の壁には貼紙等、テープ等の使用禁止。
- ロビーは、決められた範囲内で利用すること。
- 仮設図面、配線図面を文化センターに提出し、確認を受けること。（図面に避難路を記入）
- 分電盤へのルートの確保及び、扉の開閉の幅員確保をすること。
- 椅子の設置において、横列最大12脚ごとに幅90cm以上の縦通路の確保、縦列12列ごとに幅1m以上の通路を確保すること。

- 広場の最大積載量 550Kg/m²
迫舞台(79.3m²)の最大積載量 550Kg/m²(43,615kg)
迫舞台の最大積載量(稼動時) 100Kg/m²(7,930kg)を厳守すること。

- その他不明事項は、文化センター担当スタッフ(舞台担当)と協議・相談すること。